

入札説明書

件名：2021年度第2四半期東京センター

灯油調達に係る単価契約

(一般競争入札(最低価格落札方式))

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書
- 第3 契約書(案)
- 別添 様式集

2021年5月24日

独立行政法人国際協力機構

東京センター

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

1. 公告

公告日 2021年5月24日

2. 契約担当役

東京センター 契約担当役 所長

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：2021年度第2四半期東京センター灯油調達に係る単価契約（一般競争入札（最低価格落札方式））
- (2) 業務仕様：「第2 業務仕様書」のとおり
- (3) 業務履行期間（予定）：2021年7月1日から2021年9月30日

4. 担当部署等

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります(以降の文中で参照先にしています)。

〒151-0066
東京都渋谷区西原 2-49-5
独立行政法人国際協力機構 東京センター 総務課 灯油調達担当
【電話】 03-3485-7051
【FAX】 03-3485-7072
【メールアドレス】 jicatic@jica.go.jp

(2) 書類授受・提出方法

- ・郵送等による場合：(1) 宛
なお、簡易書留、レターパック等、配達業者発行の受付記録が残る方法に限ります。
- ・持参の場合：当センター1階フロントに書類を持参した旨伝達ください。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体

の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
 - b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
 - c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

- 1) 全省庁統一資格
令和01・02・03年度全省庁統一資格の「物品の販売」の「A」、「B」、「C」または「D」の等級の競争参加資格を有し、営業品目として「燃料類」を保持する者。¹
- 2) 日本国登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
- 3) 競争参加資格確認申請時に下見積書（原価計算書）を提出できる者。

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記（1）及び（2）の競争参加資格要件を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式集参照）を作成し、競争参加資格確認申請書（各社ごとに必要です）に添付してください。結

成届には、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

- a) 再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は、再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してください。
- b) 再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。
- c) 当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。
- d) なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、4)を提出してください(共同企業体結成の場合には返信用封筒は代表者の宛先を記載した1通で構いません)。

- 1) 提出期限: 2021年6月11日(金)正午まで
- 2) 提出場所: 「4.(1)書類等の提出先」参照
- 3) 提出方法: 郵送または持参(郵送の場合は上記の提出期限までに到着するものに限る)
- 4) 提出書類:
 - a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
 - b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)
令和01・02・03年度全省庁統一資格審査結果通知書(写)
 - c) 下見積書(「7. 下見積書」参照)
 - d) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
 - ・共同企業体結成届
 - ・共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記a)、b))
 - e) 宛先を記載した84円分の切手を貼った長3号、または同等の大きさの返信用封筒
- 5) 確認結果の通知
競争参加資格の確認の結果は文書をもって通知します。2021年6月15日(火)までに結果が通知されない場合は、「4.(1)書類等の提出先」に照会ください。

¹ 平成31・32・33年度は令和01・02・03年度に読み替えてください。

6. その他関連情報

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

- (1) 下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記し、押印してください
- (2) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- (3) 費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- (4) 見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。
- (5) 提出期限、提出方法、提出場所は「5. の競争参加資格（5）競争参加資格の確認」と同じです。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) 業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出してください。
 - 1) 提出期限：2021年6月2日（水）正午まで
 - 2) 提出先：「4.（1）書類等の提出先」参照
 - 3) 提出方法：FAX
 - 4) 質問様式：別添様式集参照
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。
- (3) 上記（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。
 - 1) 2021年6月4日（金）午後4時以降、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ（<https://www.jica.go.jp>）

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

（<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2021.html#tokyo>）

→「主として国内対象」から該当する調達項目を選んでください。

- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

- (1) 日時：2021年6月18日（金） 午前11時30分から
- (2) 場所：東京都渋谷区西原2-49-5

独立行政法人国際協力機構 東京センター405 会議室

※入札会場の開場時刻：開場は、入札会開始時刻の5分前となります。
ロビーにて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。
入札執行開始時刻に間に合わなかった者は入札会（入札執行）に参加できません。

(3) 入札会には、代表者若しくは代理人（委任状を要す。）の参加を求めます。

(4) 必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備ください。

1) 委任状 1通（様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）

2) 入札書 3通（様式集参照。）

3) 印鑑、身分証明書：

入札会場で書類を修正する必要がある場合に、委任状に押印したものと
同じ印鑑が訂正印として必要になりますので、持参して下さい。

なお、代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人
の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確
認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。

(5) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、その
場で再入札を実施します。

再入札に参加する（再入札に係る入札書を提出する）者は、上記の委任状に
より再入札に参加する権限が委任されていることと押印された入札書が必要
となりますので、ご注意ください。

(6) その他

入札会場で書類を修正する必要がある場合に、以下の手続きが必要となり
ますので、ご注意ください。

1) 代理人が参加する場合、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印とし
て必要になりますので、持参してください。

2) 代表権を有する者が参加の場合は、修正箇所、社印または代表者印に
代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、代表権
者本人であることの確認のため、身分証明書の提示を求めることがあり
ます。

10. 入札書

(1) 持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。

(2) 入札書は入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺
印し、封入のうえ、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。

1) 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印につい
ても認めます）。

2) 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並び
に代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押
印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。

3) 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。

(3) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書」に対する総価（円）（消費税等額を
除いた金額）をもって行います。

(4) 入札金額は「千止め」で記入ください。記入に際しては、千止め、桁取り誤

り、日付、宛先の記入ミス等に十分注意して応札してください。なお、千円未満の端数がある入札価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。

例：123,456,789円⇒入札者の判断で123,456,000円もしくは123,457,000円で入札してください。

なお、123,456,789円で入札された場合には、千円未満を減じた123,456,000円を入札価格とみなします。

- (5) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）をもって行います。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。
- (7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消すことが出来ません。
- (8) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (9) 入札保証金は免除します。

1 1. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

1 2. 入札執行（入札会）手順等

(1) 入札会の手順

1) 入札会参加者の確認

機構の入札事務担当者が、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は各社1名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

2) 入札会参加資格の確認

各出席者から委任状（代表権を有する者が参加の場合は不要）を受理し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。

3) 入札書の投入

各参加者は、入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。

4) 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

5) 入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額を低い順番から読み上げます。

6) 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。

7) 落札者の発表等

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その次に価格の低い者を落札者とします。

入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。

8) 再度入札（再入札）

「不調」の場合には再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

- (2) 「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(5) 不落随契

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

1.3. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者からは、入札金額の内訳書（社印不要）の提出を頂きます。
(2) 「第4 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。
(3) 契約条件、条文については、「第5 契約書（案）」を参照してください。なお落札契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。

1.4. 情報の公開について

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

15. その他

(1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) 競争参加資格がないと認められた者、または入札会で落札に至らなかった者はその理由について、前者についてはその通知日から2週間以内、後者については入札執行日から2週間以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. (1) 書類等の提出先」までご連絡願います。

(3) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に入札を辞退される者に対し、辞退理由書の提出をお願いしております。

辞退理由書は、当機構が公的機関として競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただくものです。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ありません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

第2 仕様書

1. 製品名 : 灯油
(搬送、貯蔵地下タンクに納入、手間等を含むものとする。)

2. 購入予定量: 20,000ℓ
注) 予定量は過去の実績を参考としているが、
灯油の使用量によって変更することがある。

3. 規格 : JIS K2203 の 1 号灯油(白灯油)

詳細仕様

- ①引火点 40°C以上
- ②硫黄分 0.008 質量%以下
- ③色+25 以上(透明度=セーボルト色)
- ④95%留出温度 270°C以下
- ⑤煙点 23mm以上(寒冷地向けは 21mm以上)
- ⑥銅板腐食 1 以下(50°Cで 3 時間測定法による)

4. 納期 : 当センターが発注した日から 7 日以内
納入時間は 9:30 から 17:00 の間とすること。

5. 納入場所: 東京都渋谷区西原二丁目 49 番 5 号
独立行政法人国際協力機構 東京センター

6. 地下貯蔵タンク容量(1 基): 14,500ℓ

7. 注意事項

- (1) 付近道路が狭く、旋回が難しい為、4トンローリー車での納入が必須。(1 回に 4,000ℓ を納入)
- (2) 納入の際は管理会社の立会い指示により、貯蔵地下タンクへ納入すること。
- (3) 請求の際は、納入灯油の詳細仕様を明記した石油製品代表性状を添付すること。
- (4) ローリーの場内の走行は、最徐行をして事故防止に努めること。
- (5) ローリーの燃料ホース(ガンタイプ)から直接給油することはできず、燃料ホースと給油口をジョイントする必要がある。
- (6) 本契約期間中の価格変更はできない。原油価格の値動き等による価格変動も考慮した上で価格を提示すること。

8. 入札書に関する留意事項

入札書に記入する金額は、灯油で 20,000 リットル(契約期間中の調達予定数量)の総価とすること。

第3 契約書案

単価契約書（案）

1. 件 名 2021年度第2四半期東京センター灯油調達に係る単価契約
2. 物品名及び仕様 灯油（白灯油）
3. 契 約 単 価 付属書1のとおり
消費税額等は、外税方式とし、消費税法及び地方税法の規定に基づき、契約単価に100分の10を乗じて得た消費税額及び地方消費税額の合計額である。
4. 契 約 期 間 2021年7月1日から2021年9月30日まで
5. 納 入 場 所 独立行政法人国際協力機構東京センター

独立行政法人国際協力機構 東京センター 契約担当役 所長 田中 泉（以下「発注者」という。）と

（以下「受注者」という。）とは、頭書の単価契約を次の条項により締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 発注者・受注者両者は、おのおの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 受注者は灯油（以下「契約物品」という。）を、頭書に示す条件で発注者に納入しなければならない。

（納期）

第3条 受注者は、契約物品を、発注者の指定する数量で指定する日時及び場所に納入しなければならない。

（検査）

第4条 受注者は、契約物品の納入に先立ち、発注者又は発注者の指定する者の検査を受け、これに合格しなければならない。

- 2 受注者は、前項による検査に合格しない契約物品については、速やかにこれを引取りその物品にかわる代替品を納入しなければならない。

(納入の完了)

第5条 受注者は前条の検査に合格した契約物品について、発注者の指示に従い頭書に定める納入場所に搬入するものとする。尚、イン・タンク取引の場合は、搬入側ホースと受入側ホースの接合点を契約物品が通過した時に、その通過量について引渡し完了したものとする。また、持運びできる契約物品の場合は、指定場所に積み降ろした時にその積み降ろし分について、引渡し完了したものとする。

- 2 発注者は、受注者より個別売買契約に定める数量全部の引渡しを受けた後すみやかに検収を行ない、受領を証する書面を受注者に交付するものとする。
- 3 契約物品の所有権は、契約物品の納入完了分について、随時受注者から発注者に移転するものとする。

(危険負担)

第6条 前条に定める引渡し完了するまでの危険は受注者が負担し、その後の危険は発注者が負担するものとする。

(瑕疵担保)

第7条 第5条による引渡し完了後においても、契約物品について瑕疵が発生したとき、又はかくれた瑕疵が発見された場合は、本商品の引渡後1年以内に、発注者により前記の瑕疵が受注者の責に帰すべきものであると証明された場合に限って、受注者は、速やかに無償でその物品の補正または代替品の納入をしなければならない。

(契約保証金)

第8条 発注者は、受注者に対し契約保証金を免除する。

(代金の支払)

第9条 受注者は第5条による納入が完了したときは請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は当月分の契約物品代金を翌月末日までに、口座振込みの方法により受注者に支払うものとする。なお、支払日が金融機関の休業日のときは、翌営業日に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第10条 発注者は、前条に規定する支払期間内に代金の支払をしないときは、天災地変その他発注者の責に帰さない事由による場合を除き、受注者に対して、そ

の期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、その支払金額に対して年（365日とする。）2.5パーセントの割合で計算した支払遅延利息を支払うものとする。ただし、遅延利息に1円に満たない端数があるときはこれを切捨てる。

（納期延長）

- 第11条 受注者は、天災地変その他自己の責に帰することのできない理由により、第3条に定める納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により納期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者受注者協議して、書面によりこれを定めるものとする。
- 2 発注者は、受注者の責に帰する事由により受注者が第3条に定める納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者の定める日数の範囲内で納期延長を認めることがある。
- 3 前項の場合において、発注者は、遅延日数に応じ、頭書の契約金額に対し年（365日とする。）2.5パーセントの割合で計算した延滞違約金を受注者より徴収する。なお、端数計算については前条に準ずるものとする。

（権利義務の譲渡）

- 第12条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（談合等不正行為に対する措置）

第13条 受注者（共同企業体であつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は発注者の請求に基づき契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を談合等不正行為にかかる違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- （1）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

- （2）本契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑

法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の違約金を発注者に支払わなければならない。
- 3 受注者が第1項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年(365日とする。)2.5パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を受注者より徴収することができる。なお、端数計算については第9条に準ずるものとする。
- 4 本条の各規定は、本契約が終了した場合においても同様とする。

(発注者の契約解除権)

第14条 次の各号の一に該当する場合には、発注者は、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 第11条による納期延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が第3条に定める納入期限までに契約物品を納入しないとき、又は発注者が納入を完了する見込みがないと認めたとき
- (2) 受注者が本契約の条項に違反したとき
- (3) 受注者が他から執行保全処分、強制執行、競売処分、租税滞納処分、その他公権力による処分を受け、又は会社整理、特別清算、会社更生手続き、破産を申し立てられ、又は自らそれらのもの、若しくは再生手続開始の申立てをしたとき
- (4) 受注者が手形交換所から手形不渡処分を受けたとき
- (5) 受注者の資産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認めるに足る相当の理由があるとき

2 前項第1号又は第2号の規定により契約を解除したときは、受注者は、発注者に対し、納入を完了していない契約物品にかかる契約金額の100分の10に相当する解約違約金を支払わなければならない。

3 前項の規定は、受注者の責に帰する事由により被った損害の賠償を発注者が受注者に対して請求することを妨げるものではない。

(受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときは本契約を解除することができる。

2 前項により契約が解除された場合には、発注者は、受注者に対し、納入を完

了していない契約物品にかかる契約金額の100分の10に相当する解約違約金を支払わなければならない。

(契約の公表)

第16条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること。

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 第2項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）。

(2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高。

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合。

(疑義及び契約書に定めのない事項の決定)

第17条 本契約条項に定めなき事項、又は本契約条項に疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者受注者協議の上定めるものとする

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し甲乙両者記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 東京都渋谷区西原2丁目49番5号
独立行政法人 国際協力機構
東京センター
契約担当役 所長 田中 泉

受注者

1. 製品名 : 灯油
(搬送、貯蔵地下タンクに納入、手間等を含むものとする。)
2. 購入予定量 : 最大で 20,000ℓ
(1回の購入量は 4,000ℓ)
注) 灯油の使用量によって変更することがある。
3. 規 格 : JIS K2203 の 1 号灯油 (白灯油)
4. 納 期 : 当センターが発注した日から 7 日以内
納入時間は 9:30 から 17:00 の間とすること。
5. 納入場所 : 東京都渋谷区西原二丁目 4 9 番 5 号
独立行政法人国際協力機構 東京センター
6. 地下貯蔵タンク容量 (1 基) : 14,500ℓ
7. 注意事項
 - (1) 付近道路が狭く、旋回が難しい為、4 トンローリー車での納入が望ましい。
 - (2) 納入の際は管理会社の立会い指示により、貯蔵地下タンクへ納入すること。
 - (3) 請求の際は、納入灯油の詳細仕様を明記した石油製品代表性状を添付すること。
 - (4) ローリーの場内の走行は、最徐行をして事故防止に努めること。
 - (5) ローリーの燃料ホース (ガンタイプ) から直接給油することはできず、燃料ホースと給油口をジョイントする必要がある。
 - (6) 受注者は、発注者に対して本契約期間中に価格変更の要求を行わない。

内 訳 書

物品名	仕様	単価 (円/ℓ)	備考
灯油	白灯油 (JIS K2203 1号灯油)		税抜き単価

(様式1)

競争参加資格確認申請書

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
東京センター
契約担当役
所長 田中 泉 殿

住所
商号又は名称 (印)
代表者役職・氏名 (印)

(担当者氏名)
(電話 FAX)
(E-mail:)
(文書送付先住所)
※会社住所と異なる場合にご記入ください。

20 年 月 日付で公告のありました に係る
一般競争入札に参加を希望します。
つきましては、当社の必要な競争参加資格について確認されたく、申請します。

以上

※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html) よりダウンロードできます。

質問書

(案件名)

(公示日：20 年 月 日) について、以下のとおり質問いたします。

社名 :

担当者名 :

Tel :

E-mail :

通番	該当頁	該当項目	質問
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10	(記入例) P.9	第2.3.(2)③ 成果品	成果品としてCD-ROMでのデータ提出の指示があるが、何枚提出すればよいのか。

※このフォーマットで書ききれない場合には、適宜行数を増やすなどして対応願います。

※本質問状は持参もしくは郵送するとともに、電子メールでも送付戴くようお願いします。(Excel形式で送付願います。)

※電子メールの送付先アドレスは入札説明書/プロポーザル方式選定説明書に記載のアドレスとなります。

※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式 (国内向け物品・役務等)」 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html) よりダウンロードできます。

(様式3)

辞退書

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
東京センター
契約担当役
所長 田中 泉 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

⑩
⑩

20 年 月 日付で競争参加資格確認通知がありました
に係る一般競争入札の参加を辞退します。

以上

※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html) よりダウンロードできます。

(様式 4)

委任状

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
東京センター
契約担当役
所長 田中 泉 殿

住所
商号／名称 ㊞
代表者役職・氏名 ㊞

私は、弊社社員 ㊞ を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委任事項

- 1 について、20 年 月 日に行われる貴機構の入札に関する一切の権限
- 2 その他上記に関する一切の権限

以上

※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html) よりダウンロードできます。

(様式 5)

入札書

20 年 月 日

独立行政法人国際協力機構
東京センター
契約担当役
所長 田中 泉 殿

住所

商号／名称

Ⓔ

代表者役職・氏名

Ⓔ

入札会出席者

Ⓔ

件名：

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承の
うえ、一括下記のとおり入札いたします。

金											円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

* 消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載のこと

以上

※ 様式の詳細は、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html) よりダウンロードできます。